

河津町耐震改修促進計画

令和 3 年 4 月

河 津 町

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|------|
| 1 | 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定 | — 3 |
| (1) | 想定される地震の規模、想定される被害の状況 | 3 |
| (2) | 耐震化の現状と目標設定 | 4 |
| (3) | 町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定 | 6 |
| 2 | 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | — 7 |
| (1) | 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 | 7 |
| (2) | 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 | 7 |
| (3) | 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備 | 9 |
| (4) | 地震時の総合的な安全対策 | 9 |
| 3 | 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | — 10 |
| (1) | ハザードマップの作成・公表 | 10 |
| (2) | 相談体制の整備・情報の充実 | 10 |
| (3) | パンフレット等の作成とその活用 | 10 |
| (4) | リフォームにあわせた耐震改修の誘導 | 10 |
| (5) | 町内会等との連携 | 10 |
| (6) | ダイレクトメールや戸別訪問（個別訪問）等の実施 | 11 |
| 4 | その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項 | — 11 |
| (1) | 本計画の計画期間 | 11 |
| (2) | その他（今後取り組むべき事項） | 11 |

河津町耐震改修促進計画

河津町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、この教訓を踏まえ、法が制定されたが、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このように我が国では、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にある。

東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、一たび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、一人でも多くの町民の生命を守るため、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

(1) 想定される地震の規模、想定される被害の状況

想定される地震の規模及び被害の状況は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として平成25年に策定した「静岡県第4次地震被害想定」の結果とする。

表 1-1-1 想定される地震の規模

| 区 分 | 内 容 | |
|------------|---|---|
| レベル1の地震・津波 | 静岡県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波 | |
| | 駿河トラフ・南海トラフ沿い | 相模トラフ沿い |
| | 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7程度) | 大正型関東地震 (マグニチュード8.2程度) |
| レベル2の地震・津波 | 内閣府(2012)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波 | |
| | 駿河トラフ・南海トラフ沿い | 相模トラフ沿い |
| | 南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9.0程度) | 元禄型関東地震 (マグニチュード8.5程度) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (マグニチュード8.7程度) |

表 1-1-2 想定される被害

| 想定地震 | 建物被害 | 人的被害 |
|--|---|---|
| ①レベル1の地震・津波 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 | 全壊・焼失棟数：約 90 棟 (うち地震動・液状化：約 60 棟) ※冬・夕方、地震予知なしの場合 | 死者数：約 10 人 (うち津波：約 10 人) ※冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合 |
| ②レベル2の地震・津波 南海トラフ巨大地震 | 全壊・焼失棟数：約 500 棟 (うち地震動・液状化：約 70 棟) ※東側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合 国想定は基本ケース | 死者数：約 900 人 (うち津波：約 900 人) ※陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合 |
| ③レベル2の地震・津波 相模トラフ沿い地震 (元禄型関東地震) | 全壊・焼失棟数：約 100 棟 (うち地震動・液状化：約 50 棟) ※冬・夕方の場合 | 死者数：約 40 人 (うち津波：約 40 人) ※冬・深夜、早期避難率低の場合 |

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

平成27年の国勢調査、平成30年の住宅・土地統計調査から推計すると表1-2のとおり、居住世帯のある住宅約2919戸のうち、耐震性がある住宅は約2240戸で耐震化率は76.70%である。

想定される巨大地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度末までに95%とすることを目標とする。

表 1-2

住宅の耐震化の現状と目標 (平成 27 年国勢調査、平成 30 年住宅・土地統計調査等から推計)
(単位：戸)

| 区分 | 昭和 56 年以降の住宅 ① | 昭和 55 年以前の住宅② | 住宅数 ④ (①+②) | 耐震性有住宅数 ⑤ (①+③) | 現状の耐震化率 (平成 30 年度末) ⑤/④ | 耐震化率の目標 (令和 7 年度末) |
|-----|-------------------|---------------|----------------|--------------------|-------------------------------|-----------------------|
| | | うち耐震性有③ | | | | |
| 木造 | 1,726 | 771 93 | 2,497 | 1,819 | 72.8% | — |
| 非木造 | 368 | 56 53 | 424 | 421 | 99.3% | — |
| 合計 | 2,094 | 827 146 | 2,919 | 2,240 | 76.7% | 95% |

本町では、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により住宅・建築物の耐震化を促進しており、住宅の耐震化の実績は、表 1-3 のとおりである。

表 1-3 プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績 (単位：戸)

| 事業名 | ～H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 |
|----------------------------|------|-----|-----|-----|----|----|-----|
| わが家の専門家診断事業 (木造住宅の耐震診断) | 357 | 9 | 7 | 7 | 1 | 5 | 386 |
| 木造住宅補強計画策定事業(補強計画) | 10 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 12 |
| 木造住宅耐震補強助成事業(耐震改修) | 6 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 |

イ 多数の者が利用する特定建築物

「特定建築物の耐震化に係る実態調査(県調査)」の結果によると、表 1-4 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)の令和 2 年度末時点の耐震化率は 65.0%であった。

特定建築物の耐震化の状況は、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 11 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 4 棟(耐震診断未実施 7 棟)で、耐震診断実施率は 36.3%である。

耐震診断の結果、耐震性無しは 4 棟であり、4 棟とも耐震改修済みである。

想定される巨大地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は、5 年後(令和 7 年度末)までに 95%とすることを目標とする。

表 1-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標 (単位：棟) (令和 2 年 3 月末現在)

| 区 分 | 昭和 56 年 6 月以降の 建築物 ① | 昭和 56 年 5 月以前 の建築物② | 建築物数 ④ (①+②) | 耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③) | 耐震化率 (令和 2 年度末) ⑤/④ | 耐震化率 の目標 (平成 32 年度末) |
|--------------------------------------|-------------------------------|---------------------------|--------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|
| | | うち 耐震性有③ | | | | |
| 多数の者が利用する 特定建築物 (法第 14 条第 1 号) | 9 | 11 | 20 | 13 | 65.0% | 95% |
| | | 4 | | | | |

また、表 1-5 のとおり、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」の区分ごと及び、公共建築物と民間建築物ごとに耐震化率の目標を設定する。なお、公共建築物及び災害時の拠点となる建築物については 100%、民間建築物については 93%を目標とする。

表 1-5 用途別の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟）（令和2年3月末現在）

| 多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号) | | 昭和56年 6月以降の 建築物 ① | 昭和56年 5月以前の 建築物 ② | 建築物数 ③ (①+②) | 耐震性有 建築物数 ④ | 耐震化率 (平成26年度末) (④/③) | 耐震化率 の目標 (令和7年度末) |
|----------------------------------|--|----------------------------|----------------------------|--------------------|-------------------|----------------------------|-------------------------|
| 用途 | | | | | | | |
| 災害時の 拠点となる 建築物 | 県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等 | 4 | 3 | 7 | 7 | 100.0% | 100% |
| | 公共 | 3 | 3 | 6 | 6 | 100.0% | 100% |
| | 民間 | 1 | 0 | 1 | 1 | 100.0% | 100% |
| 不特定多数 の者が利用 する建築物 | 百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等 | 5 | 7 | 12 | 6 | 50.0% | 86% |
| | 公共 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 100% |
| | 民間 | 5 | 7 | 12 | 6 | 50.0% | 85% |
| 特定多数 の者が利用 する建築物 | 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0.0% | 100% |
| | 公共 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | — |
| | 民間 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0.0% | 100% |
| 計 | | 9 | 11 | 20 | 13 | 65.0% | 95% |
| | 公共 | 3 | 3 | 6 | 6 | 100.0% | 100% |
| | 民間 | 6 | 8 | 14 | 7 | 50.0% | 93% |

(3) 町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

公共建築物については、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしている。そこで、円滑な災害応急対策を実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、病院、避難所となる学校施設などの公共建築物の耐震化が非常に重要である。

本町では、学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と耐震化計画を策定することにより、積極的に耐震化の促進に取り組んでいる。

平成19年2月、町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）の耐震性能に係るリストを公表している。

令和2年3月31日現在、町有建築物の耐震化率は、表1-6のとおり91.2%（県が想定している東海地震に対する耐震化率）である。東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び未診断建築物の計5棟については、耐震診断及び耐震化、解体、建替等を検討していく。

表 1-6 町有建築物の耐震性能（令和 2 年 3 月現在）

| 建築物の用途※ ¹ | 東海地震に対する耐震性能 を表わすランク※ ² | | | | 未診断 | 計 |
|-------------------------------|---------------------------------------|-------|------|------|------|------|
| | I | | II | III | | |
| | Ia | Ib | | | | |
| ① 災害時の拠点となる建築物 | 3 棟 | 31 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 4 棟 | 38 棟 |
| ② 多数の者が利用する建築物 | 0 棟 | 13 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 13 棟 |
| ③ 町営住宅 | 0 棟 | 1 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 1 棟 |
| ④ その他の主要な建築物 | 0 棟 | 4 棟 | 1 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 5 棟 |
| 計 | 3 棟 | 49 棟 | 1 棟 | 0 棟 | 4 棟 | 57 棟 |
| 構成割合 | 5.3% | 86.0% | 1.7% | 0.0% | 7.0% | 100% |
| 東海地震に対する耐震化率※ ³ | 91.2% | | | | | |
| (参考)建築基準法上の耐震化率※ ⁴ | 93.0% | | | | | |

※1, 2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたものである。

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランク I

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランク I とランク II

※5 ランク II・III 及び未診断建物については、今後、耐震診断及び耐震化を推進する。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町では、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について周知啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

ア プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表 2-2 のとおり、県とともに耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備に努めている。

特に、平成 25 年の法改正により耐震診断が義務付けとなった建築物（法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。））については、早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められていることから、重点的な措置を講じる。

イ 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。

(ア) 住宅

住宅の耐震化を促進するための耐震改修促進税制は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 住宅の耐震改修促進税制（令和 2 年 3 月時点）

| | 所得税 | 固定資産税 |
|------|----------------------------------|---|
| 概要 | 耐震補強工事費の 10% 最大 25 万円が所得税から控除 | 翌年度の固定資産税が半額 (1 戸当たり 120 m ² 相当分まで) |
| 特例期間 | 令和 3 年 12 月 31 日までに耐震改修を実施 | 令和 2 年 3 月 31 日までに耐震補強が完了 |

ウ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成 18 年度に協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇制度を設けている。

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度である。

エ 防災・減災強化資金（中小企業のホテル・旅館の耐震化に係る融資制度）

県は、県内の中小企業経営者が金融機関から融資を受けて耐震診断及び耐震改修を実施する際に、金融機関による融資利率等から一定の優遇を受けられる融資制度（「防災・減災強化資金」経済産業部所管）を設けている。

特に、ホテル・旅館（延べ床面積が 1,000 m²以上、かつ階数が 3 以上のものに限る。）に対しては、災害時に当該施設への避難者の収容や災害支援作業の宿泊に関する協定を締結した場合、融資利率等を更に優遇する制度を設けている。

表 2-2 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の制度概要（令和 3 年 4 月）

| 区分 | 【事業名】概要 | 対象建築物 | 補助率 | | |
|-------|--|---|-------|----------------|----------------|
| | | | 国 | 県 | 市町 |
| 木造住宅 | 耐震診断 【わが家の専門家診断事業】 無料の専門家派遣及び耐震診断 | 昭和 56 年 5 月以前 | 1/2 | 3/8 | 1/8 |
| | 補強計画・工事一体型 【木造住宅耐震補強助成事業】 耐震補強工事に対する助成 高齢者のみ世帯等への割増助成 | 昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上に (0.3 ポイント以上向上) | 50 万円 | 30 万円 10 万円 | 20 万円 10 万円 |
| ブロック塀 | 撤去 【ブロック塀等撤去事業】 撤去に対する助成 | 危険なブロック塀 | | 1/2 | 1/2 |
| | 改善 【ブロック塀等改善事業】 改善に対する助成 | 避難地、避難路（避難所へ向かう道）及び緊急輸送路に面する危険なブロック塀 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| 住宅 | 移転 【がけ地近接危険住宅移転事業】 移転に要する費用への助成 | 災害危険区域内等の危険住宅 | 1/2 | 1/4 | 1/4 |

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

適切な耐震診断及び耐震改修が適切に行われるためには、専門家及び事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが必要である。

県は、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介等を行っている。

ア 専門技術者の養成と相談体制の整備

県では、センター等と協力して建築士等を対象とした講習会を開催している。特に木造住宅については、安心して耐震改修が行われるよう、耐震診断及び耐震改修に係る相談等に対応する専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。また、平成 22 年度からは「わが家の専門家診断業務委託仕様書」に説明報告書の提出を規定し、静岡県耐震診断補強相談士は、「わが家の専門家診断」を受診した町民に対して、診断結果の報告の際に、安心して補強工事が行われるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度や今後の手続等について、分かりやすく丁寧な説明を行っている。

イ 町民に対する周知啓発

「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会、また町発行の広報誌などで建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について周知啓発を図っていく。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

東日本大震災における被害を踏まえ、津波対策、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、特定天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。

このため、町では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導していく。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物や宅地等が被害を受け、早急に余震等による被災建築物等の倒壊等から生ずる二次災害を防止するため、応急危険度判定の実施が必要と判断される場合は、町は判定に係る実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の残存耐震性能を把握し、継続使用するためにどのような補修・補強をしたら良いか専門家が詳細に調査し判定を行う被災度区分判定の結果、補修することにより継続使用が可能と判定された建築物等については、「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（(一財)日本建築防災協会）及び平成 18 年度に策定した「木造住宅の応急修理マニュアル」（静岡県）をもとに被災建築物の応急復旧または恒久復旧を促す。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災場特に重要な既存建築物。
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等
- ・木造住宅

イ 重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・地震対策推進条例第 15 条第 4 項の緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道
- ・木造住宅が密集している（例えば、木造住宅密度 30 棟/ha 以上となる）地区

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る必要がある。

このため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

(1) ハザードマップの作成・公表

県では、想定される巨大地震の被害想定結果やハザードマップ(加速度分布図、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図、地震動・液状化による建物被害率図等)を静岡県防災情報インターネットGISによって公開している。(http://www.gis.pref.shizuoka.jp)

町では、河津町防災マップを作成し公表した。今後も、河津町防災マップ等を活用し、周知を図っていく。

また、「静岡県第4次地震被害想定」を基に津波避難マップを作成し、町民への啓発に努めていく。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

町では、建設課を建築相談窓口として各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じている。また、技術的な相談は県庁又は県土木事務所、家具の固定等については県地域防災センターや各地域危機管理局、契約や金銭上のトラブルについての相談は県民生活センターと連携をとって対応する。

さらに、インターネットを通じて耐震補強に必要な情報を提供するための県のホームページ、「耐震ナビ」では、想定される地震や各種補助制度について、設計者や施工者だけではなく、県民にも分かりやすく解説している。

(3) パンフレット等の作成とその活用

耐震改修の啓発のチラシのほか、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレット『『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を!』、耐震補強を具体的に考えている方向けの「木造住宅耐震のリフォーム事例集」など各種のチラシ、パンフレットを活用し町民への啓発に努めている。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修の実施にあたっては、リフォーム工事に併せて行うことが費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、各種リフォーム工事に対する助成制度の周知を図っている。

町では、リフォーム工事に併せて耐震改修の実施を誘導するため、対象リフォーム工事に対する費用の割増助成を実施している。

また、国は、省エネルギー性能や耐震性等に優れた良質な住宅ストックの形成及び三世帯同居がしやすい環境の整備を目的とした長期優良住宅化リフォーム推進事業により、リフォーム工事に対する助成を行っている。

(5) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町は、町内会や自主防災組織等と連携した活動を継続的に行っている。

(6) ダイレクトメールや戸別訪問(個別訪問)等の実施

ア 木造住宅

耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申し込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを実施している。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、県とともに一軒一軒戸別に訪問する「ローラー作戦」を実施している。

今後、県と連携し、耐震性が不足する住宅に対してダイレクトメール又は戸別訪問等を実施した割合 100%（平成 32 年度末）を目標として周知・啓発を実施して行く。

4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とする。また、耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

(2) その他（今後取り組むべき事項）

ア 住宅における安全な空間の確保

静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、想定される被害をできる限り軽減するためには、住宅全体の耐震化が重要であるが、最低限、居住スペースにおいて地震の揺れに対して安全な空間を確保しておくことが必要である。

このことから、住宅の耐震化に取り組むことが難しい高齢者世帯等に対しては、耐震シェルター等の設置を促していく。

イ 木造住宅の建築等助成制度の促進

町ではこれまでの「住宅の耐震化」に加え、それ以外に巨大地震から命を守る方法として、建替えも含めて総合的に促進する。

このため、木材を使った住宅建設を促進し、定住環境の充実と地域経済の振興を図るため、木造住宅の新築又は増築を行う場合、補助金を交付し木造住宅の地震に対する安全性の向上を図っていく。